

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入) 地方消費税交付金 451,283千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (259,972千円)

(歳出) 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の 地方消費税交付金	そ の 他	
社会福祉	1	社会福祉事業	137,621	2,360	30,000	1,596	12,972	90,693
	2	高齢者福祉事業	107,684	3,158	0	8,521	11,300	84,705
	3	障害者福祉事業	1,274,330	924,791	0	341	41,200	307,998
	4	児童福祉事業	1,773,730	1,174,653	36,400	74,706	57,600	430,371
	5	包括支援事業	167,846	0	0	134,348	3,900	29,598
	6	重度心身障害者等医療給付事業	71,981	24,945	0	13,302	3,900	29,834
	7	ひとり親家庭等医療費支給事業	28,040	9,537	0	4,807	1,600	12,096
	8	子ども医療支給事業	73,762	20,657	0	31,544	2,500	19,061
社会保険	9	国民健康保険特別会計(繰出金)	312,404	141,417	0	102	20,200	150,685
	10	後期高齢者医療特別会計(繰出金)	427,765	69,550	0	0	42,300	315,915
	11	介護保険広域連合(繰出金)	431,918	0	0	0	51,000	380,918
保健衛生	12	保健衛生事業	274,381	0	129,200	82,170	7,400	55,611
	13	疾病予防事業	38,295	3,441	0	23,981	1,200	9,673
	14	母子保健事業	65,124	4,251	0	36,332	2,900	21,641
合計		5,184,881	2,378,760	195,600	411,750	259,972	1,938,799	